# 〈重要事項説明書〉

# 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社ライフデザイン大分
主たる事務所の所在地	〒870-1176 大分市富士見が丘東2丁目18番3号
代表者(職名・氏名)	代表社員 工藤 徹
設立年月日	平成 29年 5月 17日
電話番号	097-511-2933

# 2. 事業所の概要

事業所の名称	ケアセンターライフデザイン大分	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒870-1176 大分市富士見が丘東2丁目18番3号	
電話番号	097–511–2933	
指定年月日	平成 29年 8月 1日指定	
事業所番号	大分市 第 4470110117 号	
管理者の氏名	工藤 徹	
介護支援専門員	工藤 徹、安東 清子、斎藤 絵里、長野 奈実	
通常の事業の実施地域	大分市、由布市、豊後大野市、臼杵市、別府市、速見郡	

# 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 事業所の職員体制

<b>分業者の</b> 喚種	l #h		員	啦戏力会	
従業者の職種	人数	常勤	非常勤	計	職務内容
管理者	1人	1人	70	1人	各種管理業務一般
介護支援専門員 (従業者)	<b>4人</b> (管理者兼務1人)	1人	2人	3人	居宅介護支援の提供

## 5. 営業日および営業時間

営業日	営業時間	
平 日(月~金曜日)	9時00分 ~ 18時00分	
土・日・祝祭日	休 日	
年末年始(12/30~1/3)	休 日	

※ 電話等の手段により24時間常時連絡が可能な体制とする。

24 時間緊急連絡先	Tel 080-4692-6785	
	122 000 1002 0700	

- ※ 営業日以外の指定居宅介護支援の依頼に対しては、対象者の意向を尊重し可能な限りサービスの提供を行うものとする。
- 6. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ 別紙1「サービス提供までの流れ」参照

## 7. 居宅介護支援の内容

- ① 要介護認定等の申請に係る援助
- ② 要介護者等の有する生活上の解決すべき課題の把握
- ③ 居宅サービス計画の作成および交付
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ 継続的な状況把握および再評価
- ⑥ 給付管理業務
- ⑦ その他法に定める居宅介護支援

## 8. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、**介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。** (無料です)

但し、保険料の長期未納や認定調査未完の状態でのサービス利用等につきましては、ご利用者の負担が発生する場合があります。

### ① 居宅介護支援利用料

居宅サービス記	十画料	算定の条件
要介護1・2	10,860円	居宅サービス計画(ケアプラン)作成料
要介護3・4・5	14, 110 円	店七り一口へ計画(ソアフラン)TFIX科

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を 書面でお知らせします。

### ② 加算の種類と加算利用料

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

めての女子で過ごう	以下の安什を何にす场口、工能の基本利用作品に以下の作品が加昇さればす。					
加算の種類	加算額	加算算定時の用件				
特定事業所加算(A)	1, 140円	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスや包括的に提供される居宅サービス計画を作成した時				
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する時				
入院時情報連携加算(I)	2, 500 円	入院時、必要な情報を迅速に病院職員に提供し				
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	た時				
退院・退所加算(I)イ	4, 500 円	退院退所時、病院等の職員に情報の提供を求め、その他の連携を行った時				
ターミナルケアマネジメ ント加算	4, 000 円	末期の悪性腫瘍であり、24 時間連絡が取れる体制や頻回な訪問などを行い、主治医や家族との情報共有など連携を密に行える体制を整備し、サービスの提供を行った時				
通院時情報連携加算	500円	通院時に同席し、医師等と情報共有、連携を行った場合				
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	上記基本利用料の 5%	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合				

### ③ その他

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡等によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会における検討等必要なマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

#### 4 解約料金

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

- 9. サービス内容に関する苦情・事故・相談窓口
  - ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護 支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービス に関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	担当者	合同会社ライフデザイン大分 代表社員 工藤 徹
	連絡先	電 話 097-511-2933 (9時00分 ~ 18時00分)

② 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

② 工能に関する占有や伯談は、下能の機関にも中し立てることができます。					
	大分市長寿福祉課		話	097-534-6111	
	住所:大分市荷揚町2番31号	电	面口	037-004-0111	
	別府市高齢者福祉課	雷	話	0977-21-1463	
	住所:別府市上野口町1番15号	电			
	由布市健康増進課	æ	=- <b>T</b>	097–582–1120	
	住所:由布市庄内町柿原302番地	电	話		
	豊後大野市高齢者福祉課	æ	話	0974-22-1001	
<b>拉特克</b> (4)	住所:豊後大野市三重町市場 1200 番地	电			
苦情受付機関 	臼杵市高齢者支援課	<b></b>	話	0972-63-1111	
	住所: 臼杵市大字臼杵 72番1	電			
	日出町役場健康増進課	<b>.</b>		0977-73-3130	
	住所:大分県速見郡日出町2974番地の1	電	話		
	大分県国民健康保険団体連合会	_	話	097–534–8475	
	住所:大分市大手町2丁目3番12号	電			
	大分県福祉サービス運営適正化委員会	_	話	097–558–0301	
	住所:大分市大津町2丁目1-41 2F	電			
		1		. I . — . II . — I	

③ 当事業所が設置する人権の擁護・虐待防止等の相談窓口は、次のとおりです。当事業所は、 サービス提供中に、当事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するも とします。

虐待防止に関する	責任者	ケアセンターライフデザイン大分 管理者 工藤 徹
責 任 者	連絡先	電 話 097-511-2933 (9時00分 ~ 18時00分)

## 10. サービス内容に関する苦情・事故対応

- ① 利用者への苦情・事故の報告は、苦情・事故が発生した状況説明及び今後の対応について説明する。
- ② 苦情・事故対応は発生から24時間以内に行うことを原則としておりますが、祝祭日・出張等の諸事情により対応が多少遅れることも想定される事への了解を得る。
- ③ 苦情・事故発生後は原因について職員間での話し合いを行い、再発防止に努める。

## 11. 勤務体制の確保

ハラスメント等の行為が行われた場合、相談対応の為窓口を設置し対応に準じる。

ハラスメントに関	責任者	ケアセンターライフデザイン大分 管理者 工藤 徹	
する責任者	連絡先	電 話 097-511-2933 (9時00分 ~ 18時00分)	

#### ② 事業継続計画の策定。

感染症や災害が発生した場合にあっても利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう事業継続計画の策定を行う。

#### 12. 事業継続計画(BCP)

- ① 感染症の蔓延や災害等による被災時に、当事業が継続できるよう計画を策定する。
- ② 市町村や地域包括支援センター等との連携にてサービス提供が継続できるようにする。
- ③ 当事業所職員によるサービス提供が困難な場合など、必要に応じて他居宅支援事業所や 他介護支援専門員等による継続的な支援の実施。

ただし個人情報等の取り扱いについては事前に説明、同意を得ることとする。

#### 13. 個人情報の取り扱い

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た、利用者または家族等の個人情報を適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として下記内容については法令上、介護事業者が行うべき業務として明記されていることから、文章により同意を得てから情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等の連携
- ③ 利用者が偽りやそのほか不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への 通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(虐待や災害時の市町村への情報提供等)
- ⑥ 災害や感染症等で当事業所による支援が困難な時に他事業所等と連携する場合

#### 13. サービス提供の解除

当事業所は下記の理由により利用の申込みをお断りする場合がございます。

- ① 事業所の職員体制、十分なサービス提供が行えず、利用申込みに応じられない場合
- ② 職員の担当件数等適切なサービス提供が困難であると判断される場合
- ③ 地理的理由により、十分なサービス提供に努めることができないと判断される場合
- ④ 事業所職員に不当に著しい恐怖感を与えた場合
- ⑤ セクシャル・ハラスメント行為が行われる場合
- ⑥ 通常提供されるべきサービスの範囲を超え、居宅介護支援サービスの提供以外の訪問呼 出や電話対応を頻回に求められることにより、他の利用者へのサービス提供に支障がで ると判断される場合
- ⑦ 利用者またはその家族が、担当職員の訪問を拒否することにより利用者の状況把握が困難となる場合
- ⑧ その他上記に準じ、適切な居宅介護サービスの提供が困難と判断される場合

#### 14. その他

- ① サービス提供記録について、日程調整を行った後、利用者は事業所の営業日、営業時間内に事業所の職員立会いのもと、ご利用者に関するサービス提供実施記録を閲覧することができます。
- ② 介護支援専門員への贈り物や飲食物の提供などはお断りしています。
- ③ 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の介護支援専門員またはサービス事業所へご連絡下さい。 また、入院時には、入院先の病院へ、担当の介護支援専門員をお伝え下さい。
- ④ 担当する介護支援専門員が、やむを得ない事由にて変更する場合は、事前に連絡をいたします。
- ⑤ 居宅介護支援事業所は利用者やその家族に対して、利用するケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所を提案することとします。また提案した事業所についての理由を明確に説明することとします。 利用者やそのご家族は位置付ける居宅サービス事業所についての選択を自由に行い、選定理由を当該事業所、担当ケアマネジャーに対して求めることもできます。
- ⑥ 居宅介護支援事業所が作成している居宅サービス計画書に位置付けるサービス事業所 (訪問介護、福祉用具貸与、通所介護、地域密着型通所介護)の割合について、公平中立 の観点から各サービス事業所の占める割合について説明することとします。

#### (別紙1)

## 《お申込みからサービス提供までの流れ》

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み・受付

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して大切な説明を行います。

## 居宅サービス計画等に関する契約締結(重要事項説明・居宅介護支援契約)

各市町村へ要介護認定申請・居宅サービス計画届出

要介護認定調查•主治医意見書

\*ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します\* 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選 んでいただきます(アセスメント)

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

#### \*サービス担当者会議の実施\*

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

### \*居宅介護サービス計画の決定\*

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

#### \*サービス利用 開始\*

#### \*モニタリング(毎月1回)\*

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの 実施状況の把握を行います。またご本人の状況等の条件に応じてテレビ電話等での モニタリングの実施。その場合2か月に1回の訪問となります。

#### \*サービス利用票の配布(毎月)\*

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更 を行います (**居宅介護サービス計画の見直**)